

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第24号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「下京区統合小学校開設準備室」を「下京涉成小学校開設準備室」に、「東山区小中一貫校開設準備室」を「開晴小中学校開設準備室」に改める。

第2条第2項中「下京区統合小学校開設準備室及び東山区小中一貫校開設準備室」を「下京涉成小学校開設準備室及び開晴小中学校開設準備室」に改める。

第4条指導室の款下京区統合小学校開設準備室の項及び東山区小中一貫校開設準備室の項を次のように改める。

下京涉成小学校開設準備室

(1) 下京涉成小学校の開設準備に関すること。

開晴小中学校開設準備室

(1) 開晴小学校及び開晴中学校の開設準備に関すること。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)